# 平成２５年第１回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第６日目)

平成２５年　３月１４日（木曜日）　　午前９時４０分開議

第１４　議案第１３号　奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１５　議案第　７号　平成２５年度訓子府町一般会計予算について
第１６　議案第　８号　平成２５年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
第１７　議案第　９号　平成２５年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
第１８　議案第１０号　平成２５年度訓子府町介護保険特別会計予算について
第１９　議案第１１号　平成２５年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
第２０　議案第１２号　平成２５年度訓子府町水道事業会計予算について
第２１　議案第１４号　訓子府町廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第２２　議案第１５号　訓子府町暴力団排除条例の制定について
第２３　議案第１６号　訓子府町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第２４　議案第１７号　訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について
第２５　議案第１８号　訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
第２６　議案第１９号　訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
第２７　議案第２０号　訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第２８　議案第２１号　訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第２９　議案第２２号　訓子府町準用河川に設ける河川管理施設の構造の技術的基準に関する条例の制定について
第３０　議案第２３号　訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第３１　議案第２４号　訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
第３２　議案第２５号　訓子府町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
第３３　議案第２６号　北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について
第３４　議案第２７号　北見市への旅券発給申請及び交付に関する事務の委託について
第３５　議案第２９号　北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
追加日程
　　議案第３２号　平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）について
　　意見書案第２号　安心できる介護制度の実現を求める要望意見書
　　意見書案第３号　平成２５年度地方財政対策に関する要望意見書
第３７　報告第　１号　訓子府町国民保護計画の一部変更について
第３８　報告第　２号　定期監査結果報告について
第３９　報告第　３号　出納検査結果報告について

| | | |
|---|---|---|
| 第４０ | 報告第　４号 | 所管事務調査結果報告について |
| 第４１ | － | 常任委員の選任について |
| 第４２ | － | 議席の指定について |
| 第４３ | － | 議会運営委員の選任について |
| 第４４ | － | 議会広報特別委員会の設置について |

○出席議員（１０名）

| | |
|---|---|
| １番　橋　本　憲　治　君 | ２番　佐　藤　静　基　君 |
| ３番　工　藤　弘　喜　君 | ４番　河　端　芳　惠　君 |
| ５番　余　湖　龍　三　君 | ６番　安　藤　義　昭　君 |
| ７番　小　林　一　甫　君 | ８番　西　山　由美子　君 |
| ９番　山　本　朝　英　君 | １０番　上　原　豊　茂　君 |

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長 | 菊 | 池 | 一 | 春　君 |
| 副町長 | 佐 | 藤 | 明 | 美　君 |
| 総務課長 | 森 | 谷 | 清 | 和　君 |
| 企画財政課長 | 伊 | 田 | | 彰　君 |
| 町民課長 | 佐 | 藤 | 純 | 一　君 |
| 福祉保健課長 | 八 | 鍬 | 光 | 邦　君 |
| 福祉保健課業務監 | 渡 | 辺 | 克 | 人　君 |
| 農林商工課長 | 村 | 口 | 鉄 | 哉　君 |
| 建設課長 | 佐 | 藤 | 正 | 好　君 |
| 上下水道課長 | 遠 | 藤 | 琢 | 磨　君 |
| 会計管理者 | 平 | 塚 | 晴 | 康　君 |
| 教育長 | 林 | | 秀 | 貴　君 |
| 管理課長 | 山 | 内 | 啓 | 伸　君 |
| 社会教育課長 | 上 | 野 | 敏 | 夫　君 |
| 社会教育課業務監 | 元 | 谷 | 隆 | 人　君 |
| 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長 | 中 | 山 | 信 | 也　君 |
| 図書館長 | 三 | 好 | 寿一 | 郎　君 |
| 農業委員会事務局長 | 竹 | 村 | 治 | 実　君 |
| 教育委員長 | 飯 | 田 | 洋 | 司　君 |
| 監査委員 | 山 | 田 | | 稔　君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 森 | 谷 | | 勇　君 |
| 議会事務局係長 | 中 | 島 | 千花 | 子　君 |

開議　午前　９時４０分

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君）　改めまして、おはようございます。

予算審査特別委員会が終了しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君）　ここで日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告を願います。

○議会運営委員長（安藤義昭君）　おはようございます。

それでは、議長のお許しがありましたので、ただいまから、追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

昨日、午後３時から、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて、協議を行いました。

案件につきましては、すでに皆様のお手元に配布されておりますとおり、議案第３２号平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）について、協議の結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、審議につきましては、議案第２９号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　ご苦労様でした。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり追加議案としてだされました議案第３２号　平成２４年度訓子府町一般会計補正予算についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、この際、議案第３２号　平成２４年度訓子府町一般会計補正予算を日程に追加することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会委員長報告省略の議決

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員で行いましたので、委員長報告は会議規則第４１条第３項の規定により省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

◎議案第１３号、議案第　７号、議案第　８号、議案第　９号、議案第１０号
議案第１１号、議案第１２号

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

議案第１３号及び議案第７号から議案第１２号までの計７本の一括議題の質疑につきましては「予算審査特別委員会」で行っておりますので、質疑を省略し、これより討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号をしてしてから討論願います。

それでは、まず、最初に各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

５番、余湖龍三君。

○５番（余湖龍三君）　５番、余湖です。一般会計について、反対討論をさせていただきます。

予算全般につきましては、昨日の総括でも述べましたように、町民にやさしい、心配りのある予算ということで、私も認めているところであります。ただ、その中で、１点だけ土木費の幸町線の整備についての予算については、私にとっては、町民の要望の変化をとらえきれた計画とは言えない。納得できない場面がありますので、その部分に対して反対したいと思いますので、その部分を含んだ中で反対討論とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君）　次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

１０番、上原豊茂君。

○１０番（上原豊茂君）　１０番、上原です。この案件について、私の賛成討論を行いたいと思います。先ほど余湖議員からもありましたし、前段、委員長の申し入れに対して町長の回答もありました。決められた予算の中で十分な配慮をした予算編成だということをもって、また、今、指摘された問題についても数年にわたった歴史的な背景を踏まえるとこの執行に対しての予算に対しては、問題がないというように私自身認識いたしますので、そういう意味で、一般会計予算について、賛成するということで、私の意思表示をしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　各案に対する反対討論の発言を許します。

２番、佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。議案第７号の２５年度一般会計予算の土木費の道路新設改良の件につきまして、反対意見を申し上げたいと思います。この事業につきま

しては、町の中央に位置する銀河公園、今日(こんにち)では町民の安全な憩いの広場として、町民に親しまれています。現状のままとすることが望ましいと思います。公園の中央を分断するような車道やバスロータリーはつくるべきでないと思います。車道をつくったとしても、その車道は町の将来の振興発展に寄与するような車道としての利用価値は極めて小さいものと考えております。道路には多額の資金をかけ、一度つくると恒久的なものとなるものでありますので、車道の位置については、広く多面的な利用の観点に立って、必要であるなら、別の場所を再検討すべきと考えます。道路のもっとも利用率が高いと思われます現在の両幸町には、車を持たないで生活をする高齢者や通学の人口の多い地域であります。現状では、小学児童が７０名、中学生が２９名、訓高生が８１名、うち通学の学生は５３名であります。高齢者も２３８名、合計しますと４１８名であります。これほど多くの歩行者が利用する道路には、安全で優しいことが大切だと考えます。この町にも１カ所ぐらいは歩行者専用の道があってもよいと思っています。ぜひ、銀河公園には、車は入らない。交流センター周辺は、静かでゆったりした中で利用ができること。改めて安全な町民の憩いの場の確保を求めて、この事業には、反対いたします。

○議長（橋本憲治君）　次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　次に、反対討論の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第１３号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号の採決をいたします。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君）　賛成多数であります。

議案第７号は、原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第１３号、議案第８号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号、議案第８号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号、議案第１７号、議案第１８号
議案第１９号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号
議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２９号

○議長（橋本憲治君）　これより、提案理由の説明が終わっております議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号、

議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号、議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２９号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第１４号の質疑を行います。議案書８５ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１４号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１５号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号の質疑を行います。議案書９１ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１６号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号の質疑を行います。議案書９８ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号の質疑を行います。議案書１１３ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２０号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２１号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２２号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号の質疑を行います。議案書１３７ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２３号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号の質疑を行います。議案書１４３ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２４号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２５号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２６号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
２番、佐藤静基君。
○２番（佐藤静基君）　２番、佐藤です。この条例の変更によりますと現在３０人を４０人に改めるということになっております。これは１市２町のことだと思いますが、この場合、訓子府から何名から何名に変わるのか。その点について伺いたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（八鍬光邦君）　ただいま、この介護認定審査会につきましては、１市２町、北見、訓子府、置戸で構成されておりますが、３０人以内という規定の中で３０人が委員としてお努めをいただいております。訓子府町からは１名、くんねっぷ静寿園の施設長にお努めをいただいておりますが、この４０人になることによりまして、訓子府町での人員の増は求められておりません。北見でまかなうということになっております。
以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第２６号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２７号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第２７号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号の質疑を行います。議案書１５４ページでございます。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号

○議長（橋本憲治君）　次に、追加議案であります議案第３２号　平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）を議題としたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１９０ページになっています。

副町長。

○副町長（佐藤明美君）　議案書の１９０ページになります。

議案第３２号　平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第１条にありますように歳入歳出それぞれ１億６，００９万２千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ４３億７，６００万７千円とするものでございます。

続きまして、第２項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表にありますが、これについてはご覧をいただくこととしまして、内容については、１９３ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきたいと思っております。

第２条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について定めております。

その内容につきましては、１９２ページの第２表繰越明許費について記載しておりますが、今回は、国の経済対策による補正予算に関連する事業で、３本の事業の総額１億６，００９万２千円で、今回追加する事業すべてを繰り越すものでございます。

なお、国の緊急経済対策による繰り越しにつきましては、先の補正予算でご決定していただいておりますが、今回の追加分は、補助金等の交付内示が遅れていたものでございま

して、言葉で言えば第２弾といいますか、今回提案させていただいたものでございます。
この詳細につきましては、この後、説明させていただきます。
第３条では、地方債の補正について定めております。その内容につきましては、１９２ページの下の表の第３表　地方債補正になります。
ご覧いただきたいと思いますが、一番上が除雪ドーザ購入事業で、限度額１，０３０万円。
その下の町道補舗装修繕事業で限度額２，３８０万円。
その下の旧訓子府駅舎周辺整備事業で限度額６６０万円となってございます。それぞれ証書借入で利率５％以内となってございます。
１９６ページを開いていただきたいのですが、ここでは、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。
一番下の右端にありますように、平成２４年度末の現在高見込額は、４７億８，９８４万円となってございますが、繰り越しにかかる起債の借入れは２５年度になるということがございまして、総務省令で定められている様式には記載する場所がないものですから、この部分については、一番下の欄外にこの事業の合計額を付記してあります。この様式の中には本来入れるところがないものですから、ここの下に入れているという意味でございます。
この事業の内容につきましては、繰越明許費同様に、この後の事項別明細書で詳細を説明していきたいと思っております。
それでは、１９３ページ以降の事項別明細書を説明いたしますが、この説明は歳出を中心に行い、その財源となる歳入は事業本数が少ないことからその後に説明させていただきたいと思っております。
また、これらの事業に関しまして、内容や箇所につきましては、別に投資的経費事業及び個所図を添付しておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。
それでは、１９４ページの歳出からいきます。
上の表の８款、土木費、２項、１目、車両運行管理費の事業区分、車両購入事業では、１０節、備品購入費で、除雪ドーザ購入３，５００万円、今回はこれが中心となります。その上の役務費については、この除雪機の購入にあたり必要とする経費ということでご理解いただきたいと思います。
この除雪ドーザにつきましては、平成４年度に購入し、２０年を経過していることから、作業効率の低下や修理などの頻度が大きくなっている状況もありますので、これは総合計画の中でも平成２８年度の購入を計画していたところですが、今回、国の緊急経済対策の補正として認められたことから前倒しして導入するものです。
次に、下の表になります。
８款、３項、２目、道路維持費の事業区分、町道舗装修繕事業では、１５節、工事請負費の南１２線舗装修繕工事で延長３，２００ｍ、この路線は、図面にもありますが、町道西２１号（旧穂波駅）から西富の道道北見置戸線に合流するところまでの舗装修繕として４，４００万円を計上してございます。
さらに、相内線舗装修繕工事では、柏丘の南８線から南１０線までの１，１００ｍの舗装修繕として、２，８００万円を計上しているところでございます。その上の１３節、委

託料の町道路面性状調査業務では、補助の修繕箇所の認定を受けるため、下の２路線の舗装状況の調査を行うもので、３００万円を計上しているものでございます。あわせてこの事業では、７，５００万円の事業費になります。

なお、この事業につきましては、平成２５年度当初予算で計上しております８款、３項、２目の事業区分、道路補修事業、需用費の修繕料、その中で５００万円を計上しておりますが、今回は、この繰り越しにより、その５００万円、今の事業よりも少ないですが、重複するということがございまして、６月の定例議会で減額させていただきたい。５００万円分を当初予算で上がっている分を減額させていただきたいと思っております。

次に、その下の３目、道路新設改良費の事業区分、旧訓子府駅周辺整備事業では、１３節、委託料で、駅周辺整備に係る２．９ｈａの実施設計として５００万円、その下の１５節、工事請負費で、これも同じく、旧訓子府駅周辺整備工事、幸町線と駐車場になりますが、それの工事費としまして、４，５００万円の計上となってございます。

なお、この事業につきまして、平成２５年度の当初予算のところでも説明しているところでございますが、町道幸町線の改良舗装１４０ｍと駐車場の整備を行うもので、平成２５年度事業の前倒しというかたちに今回の追加でなります。

このことによりまして、平成２５年度の当初予算に計上している事業費総額５千万円につきましては、６月の定例議会で減額させていただくかたちになります。

なお、この事業は補助の制度上、３カ年以上継続してやりなさいという事業になりますので、なおかつ、単年度で２千万円以上の事業費を必要とする制約がありますので、そのようなこともありまして、先日の予算特別委員会の予算質疑の中でも若干、担当の係長が触れておりましたが、事業全体計画の中では、平成２５年度で５千万円、２６年度で２千万円、２７年度で３千万円、計１億円というかたち、担当の係長が説明したと思うのですが、この３カ年で実施する予定でしたが、今回の補正によりまして、１年ずつ繰り上がる状況になりますので、このことによりまして、平成２５年度の当初予算で計上しております５千万円は、平成２６年度分が繰り上がってきますので、差し引き、３千万円分が減額になるという、予算上は、そういうかたちになります。

次に、歳入になりますので、前のページ、１９３ページに戻っていただきたいのですが、一番上の表になります。

９款、１項、１目、地方交付税の普通交付税１，１２１万円につきましては、これら事業の一般財源分の調整ということでご理解いただきたいと思います。

次に、真ん中の表になります。

１３款、２項、４目、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金では、除雪ドーザに対する補助金になりますが、事業費３，０９０万円に対しまして補助率３分の２で２，０６０万円の計上でございます。

次に、道路舗装補修に対する補助金では、補助対象経費が６，８０４万２千円に対しまして、補助率６５％になりますので、４，４２２万７千円。

続いて、旧訓子府駅周辺整備では、道路部分が４千万円で補助率１００分の４０になりますが、１，５７７万７千円、駐車場分につきましては、この部分は、公共駐車場という位置付けになりますので、事業費１千万円に対しまして、そのうちの補助対象が４分の１、２５０万円に対しまして、これも補助率１００分の４０の１００万円、これら今お話しま

した３本の事業合わせて８，１６０万４千円ということになります。
その下の、地域の元気臨時交付金につきましては、旧訓子府駅周辺整備事業費５千万円の補助残である３，３２２万３千円の補助率８０％で２，６５７万８千円が地域の元気臨時交付金として交付されるものでございます。
次に、一番下の表になります。
２０款、１項、３目の節、道路橋梁整備事業債のそれぞれ３本の事業につきましては、いずれも補正予算債で補助対象経費から補助金を引いた額に対して１００％充当されるもので、これは説明欄のとおりの金額になってございます。
以上、平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。
以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　これより、質疑を行います。１人３回まで質疑ができます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第３２号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで、午前１０時４０分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午前１０時２５分
再開　午前１０時４０分

○議長（橋本憲治君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

◎追加日程の議決
○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。
ただいま、工藤弘喜君ほか４名から、意見書案第２号　安心できる介護制度の実現を求める要望意見書、意見書案第３号　平成２５年度地方財政対策に関する要望意見書の件が提出されました。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、この際、意見書案第２号、意見書案第３号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第２号

○議長（橋本憲治君）　それでは、意見書案第２号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
３番、工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君）　ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第２号について、ご説明をいたします。
意見書案第２号

安心できる介護制度の実現を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。

平成２５年３月１４日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

提　出　者　訓子府町議会議員　工　藤　弘　喜
同じく　河　端　芳　惠
同じく　佐　藤　静　基
同じく　余　湖　龍　三
同じく　橋　本　憲　治

次のページをお開きいただきたいと思います。
この要望意見書の説明につきましては、朗読をもってかえたいと思います。

安心できる介護制度の実現を求める要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。
平成２５年３月１４日

北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

内閣総理大臣　様
厚生労働大臣　様
財 務 大 臣　様
総 務 大 臣　様

以上であります。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第２号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第３号
○議長（橋本憲治君）　次に、意見書案第３号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
○３番（工藤弘喜君）　それでは、続きまして、意見書案第３号について説明をいたします。
意見書案第３号
平成２５年度地方財政対策に関する要望意見書
上記の意見書案を会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。
平成２５年３月１４日
訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様
提　出　者　訓子府町議会議員　工　藤　弘　喜
同じく　河　端　芳　恵
同じく　佐　藤　静　基
同じく　余　湖　龍　三
同じく　橋　本　憲　治
次のページをお開きいただきたいと思います。
平成２５年度地方財政対策に関する要望意見書
（以下、意見書朗読、記載省略）
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。
平成２５年３月１４日
北海道常呂郡訓子府町議会議長　橋　本　憲　治
衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　様
総務大臣　様
以上であります。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
○議長（橋本憲治君）　これより質疑に入ります。質疑は提出議員に対する質疑といたします。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第３号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号

○議長（橋本憲治君）　日程第３７、報告第１号　訓子府町国民保護計画の一部変更についてを議題といたします。

議案書１５７ページでございます。説明願います。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君）　議案書の１５７ページをお開きください。

報告第１号　訓子府町国民保護計画の一部変更について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、以下、「国民保護法」と言わせていただきますが、第３５条第８項の規定に基づきまして、訓子府町国民保護計画の一部を変更するため、同条第５項による北海道との協議が終了し、別冊のとおり変更いたしましたので、同条第６項の規定により報告申し上げるものでございます。

法の３５条では、市町村の国民保護計画について規定されており、その作成手順等について規定されているものでございます。

それでは、別冊の訓子府町国民保護計画変更関係資料という資料をお配りしていると思いますが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

まず、市町村の国民保護計画につきましては、国が定めた「国民の保護に関する基本指針」に基づき作成された「北海道国民保護計画」、これに基づきまして、市町村長が、市町村の国民保護協議会に諮問した上で、都道府県知事に協議し、作成することとなっており、また、作成した時には議会に報告させていただくことになっております。

本町では、平成１９年６月に作成し、同年の第２回定例町議会で報告し、了承を得ているところでございます。

今回の計画変更につきましては、国の基本指針並びに北海道国民保護計画の変更に伴い、それにならって変更するものであります。

変更内容につきましては、別冊の「訓子府町国民保護計画変更関係資料」で報告させていただきます。

表紙をめくっていただきますと右上に「資料」と書かれたＡ３判横の「訓子府町国民保護計画に係る変更内容」という表が載っていると思います。

表の見方としましては、「編」、「章」、「大項」、「項」、「該当箇所（ページ）」とありますが、これらは、変更前の計画書の変更箇所を特定するものでございます。その右に「変更後」、「変更前」、「変更理由等」を記載しております。新設は別としまして、変更部分には、下線を引かせていただいております。

それでは、変更内容をご報告いたします。

１点目の変更は、表の１段目。計画の１３ページになりますが、２編第１章の３項、「近隣市町村との連携」に関する変更でございます。

防災に関する応援協定を見直し、国民保護にも適用できるように「災害時等における北海道および市町村相互の応援に関する協定等」を締結したことから変更するものでございます。

２点目は、表の２段目になりますが、計画の３５ページ、３編第３章の１項、「国・道の対策本部との連携」に、新たに「（３）武力攻撃事態等合同対策協議会との連携」を新たに設けるものであります。

これは、国の基本指針の中で、国の現地対策本部と地方自治体の国民保護対策本部の相互協力のため「武力攻撃事態等合同対策協議会の開催」に関する規定が新たに設けられたため、この協議会との連携に関する規定を設けたものでございます。町として協議会に職員を派遣し、情報交換などの連携を図るという内容となってございます。

３点目は、表の３段目になりますが、計画の３６ページ、３編第３章の３項、「自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等」に関する変更です。

内容としましては、これまで抽象的な表現でしたが、「町を管轄する自衛隊の組織名および職名」を記述し、より分かりやすい表現とさせていただいております。

２枚目をご覧いただきたいと思います。

４点目になりますが、計画の５５ページ、３編第６章の変更で、消防庁が管理する「安否情報システム」の運用開始に伴いまして、国の基本指針、道の計画にその利用が規定されたことから、町もシステム利用についての規定を新たに設けるものでございます。

これに伴い、１項に記載しておりました「安否情報の収集」を「２項」に、２項の「道に対する報告」を３項に繰り下げ、同時に１項との関連で規定内容を整理させていただいております。

３項、４項についても、項番号を順次繰り下げ、５項の規定中、引用項番号の変更を行っております。

以上、報告第１号　訓子府町国民保護計画の一部変更について、報告させていただきました。

○議長（橋本憲治君）　以上で、本報告を終わります。

◎報告第２号

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第３８、報告第２号　定期監査結果報告についてを議題といたします。

議案書１５８ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、ご報告申し上げます。

議案書の１５８ページをお開き願います。

報告第２号

定期監査結果報告について

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成２５年３月５日提出

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

記

別　　紙

次のページの１５９ページをお開き願います。

平成２５年２月６日

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　小　林　一甫

平成２４年度　定期監査の結果報告について

地方自治法第１９９条第９項の規定により、平成２４年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成２４年度　定期監査結果報告書　　別　　紙

１６１ページをお開き願います。

３.「監査結果及び意見」という項目がございます。

この項目のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

３.「監査結果及び意見」

平成２４年１２月３１日現在の一般会計、特別会計及び事業会計にかかわる町の財務事務執行、経営の事業管理等について監査を実施しました。

その結果、適正に執行、管理が行われていることを認めます。

なお、今後の事務等執行、管理を進めるにあたり、次の事項に留意願います。

①国の景気対策等のための補正、あるいは新年度予算にかかわり、本町でも種々の事業展開が予想されます。

財政運営の基本となっています「財政健全化戦略プラン」をさらに推進させるため、上記の対応について特定の項目に偏ることなく、急施を要する本町の懸案事項に取り組み、無駄のない投資への検討と実施が必要と思われます。

②国民健康保険事業につきましては、会計の基本であります国民健康保険税の収納状況は平年度並みに推移しており、加えて医療給付費の伸びが見られず、財政運営上は好ましい状況となっています。

しかし、昨年度に引き続き、一般会計から多額の繰入金を見込まなければならず苦しい状況が続いていることから、昨年度に続き、財政健全化へ少しでも近づけるための対策検討が重要であると思われます。

③上水道事業につきましては、本年度、配水量の減少があるものの、有収率の向上がさらに図られ、良い状況へと向かっています。

本年度からスタートした「訓子府町水道ビジョン」に基づき、計画的な事業の展開を図り、町民のライフスタイルの変化に対応しながら施設の維持管理と充実を図り、ビジョンの将来像である「快適で安心あふれる水道水の安定的な供給」を目指すことが大切であると思われます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君）　以上で、本報告を終わります。

◎報告第３号

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第３９　報告第３号　出納検査結果報告についてを議題といたします。

議案書１７４ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、ご報告申し上げます。

議案書の１７４ページをお開き願います。

報告第３号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成２５年３月５日提出

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成２５年１月１１日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

平成２５年１月１１日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　小　林　一　甫

次のページ１７５ページ、１７６ページ、１７７ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、１７８ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成２５年２月１２日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　様

平成２５年２月１２日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　小　林　一　甫

次のページ１７９ページ、１８０ページ、１８１ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただきました３月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。１８１－２ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成２５年３月４日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長　橋　本　憲　治　　様

平成２５年３月４日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　小　林　一　甫

次のページの１８１－３ページ、１８１－４ページ、１８１－５ページにつきましても、先の２件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　以上で本報告を終わります。

◎報告第４号

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第４０、報告第４号　所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書１８２ページでございます。

２つの常任委員会から平成２４年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第４１条第１項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず、最初に、総務文教常任委員会からお願いをいたしたいと思います。

○３番（工藤弘喜君）　ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、平成２４年度　総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成２４年第１回定例会におきまして、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの間、議会閉会中も継続して調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査及び質疑の内容については、省略いたしますが、平成２５年１月２９日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

（１）入札の執行にあたっては、今後とも適正な執行に努めるとともに、町内の雇用や経済効果につながるよう、指名競争入札を継続することを求めるものである。

（２）昨年度から実施されている町民税１％を活用した「まちづくりパワーアップ特別対策事業」については、まちの活性化に大きく貢献していると認められる。さらに、この制度の内容や各年度における事業実績などを町民に広報していくことを望むものである。

（３）税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が見られるところである。同時に、税の公平性の観点からも滞納繰越額の減少に向け努力を求めるものであり、関係各課を中心とした総体的な取り組みを図りながら情報を共有し、さらに滞納者個々の状況に応じた対応を求めるものである。

（４）国民健康保険の運営については、国の制度改革の方向を見据えながら、当面は事業の安定化のために国庫負担の引き上げなどの財政支援について、関係機関をつうじ求めていくことが必要である。

また、保険給付費の抑制について、長期的な視点にたち、町民の健康への意識高揚を図

ることが重要であり、そのためには、関係機関と連携を図り、効果的な予防業務を実施していくことを求めるものである。

短期証や資格証の発行にあたっては、これまでと同様、家族構成や生活実態に十分配慮した対応が必要である。

（５）今春開館の児童センターの運営については、児童センターの目的に向け、児童の安全を第一とし、当面はセンターの利用状況に応じた柔軟な運営体制を望むものである。

（６）各種健診の実施にあたっては、町民の保健推進の基本であることから、引き続き、町民への周知などに努め、今後さらなる受診率の向上につなげていくことを望むものである。

（７）保育園及び幼稚園の運営については、今後、計画される幼保一体化施設について、国の動向を十分に見極めながら、調査、研究を含めた準備を着実に進めることを望むものである。

（８）子育て支援センターの運営については、子育て世代のコミュニケーションの場、不安や悩みを受けとめられる場として、その役割は十分果たされていると認められる。今後もセンターが中心となりながら、関係各課、機関と連携を図り、子育てへの支援を望むものである。

（９）町営温水プールの運営については、今後とも適正な管理のもと、経費の削減を図ることを求めるものであるが、事故防止対策に十分に配慮した管理体制を求めるものである。

また、施設の機能維持のため、老朽化した設備の更新計画を策定する必要がある。

（10）図書館の運営については今後、予定されている増改築の実施にあたり、本町としての図書館のあり方を十分検討していくことが必要である。

（11）その他委員会に属する事項

①長期継続契約については、経費の縮減を目的としての方法であるが、その実施にあたっては、町民生活に支障をきたすことのないよう、配慮することを望むものである。

②職員研修の実施にあたっては、各種能力の向上が第一であるが、他町の職員との相互交流や研鑽を図ることができるような研修機会の確保も必要である。

③高齢者の足の確保について、高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者利用支援事業については、当初の目的が果たされていると認められる。今後においては、さらに利用者の声を聞きながら、サービスの充実を望むものである。

④地域担当職員制度については、行政と地域とのパイプ役として、その役割は定着してきている。今後においては、制度の趣旨に基づいたものとなるよう、その都度検証を行い、次の活動につなげることを期待するものである。

以上をもって、総務文教常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君）　総務文教常任委員長工藤弘喜君の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会をお願いいたします。

○８番（西山由美子君）　それでは、議長からのお許しをいただきましたので、平成２４年度　産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成２５年２月５日に

委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり、調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

（１）農業振興については、ＴＰＰを含む国の政策転換の推移に注視しながら、農業者に対し、迅速で的確な情報提供に努めることを求めるものである。

また、町の基幹産業である農業の充実、発展のため、農業委員会やＪＡなどの関係機関と協議を継続していく中で、行政としての農業振興策の確立を求めるものである。

また、担い手対策の方向性としては、担い手対策推進協議会を中心として、ＪＡなどの関係機関との連携を強め、一層取り組みの充実を求めるものである。

（２）堆肥供給センターについては、良質なたい肥の供給のため、施設の管理運営の充実を望むものである。

（３）畜産振興については、本町の畜産における町営牧場の役割を高めることにより、牧場経営の安定を図る必要がある。

また、家畜の防疫体制の強化に努めるとともに、畜産業の施設整備やＴＭＲセンター設立などへの支援を含む畜産振興策の確立を求めるものである。

（４）温泉保養センターの運営については、利用者回復のため、今後とも町民に親しまれる温泉というＰＲ活動に一層努めていくことを求めるものである。

また、適正な管理のもと、さらなる経費削減の努力と福祉的役割も考慮した中で、今後も施設を維持していくことを望むものである。

（５）中小企業の振興策については、町民のニーズと地元商工業者の振興とが合致した「住環境リフォーム制度」は、地元経済に大きな効果をもたらしたものと評価できる。

今後は、商工会を中心とした地域活性化対策の提案を検討、協議し、行政としての支援を図っていくことを望むものである。

また、町内の経済に大きな役割を占めている地元企業の発展のため、行政としての支援の取り組みを図るよう求めるものである。

（６）町有林の維持管理については、町の貴重な財産であり、その価値を高めるためにも職員の専門的知識の習得を強く求めるものである。

（７）町営及び町有住宅の維持管理については、使用料の滞納の抑制のため、入居時の条件として、滞納による住み替えを条件付けするなど、居住者の環境変化に対応できる規定の変更を含め、具体的検討を進めていくことを求めるものである。

また「公営住宅等長寿命化計画」に基づく建て替えについては、入居者に対し丁寧な説明を行うことを求めるものである。

（８）建築及び土木工事の状況については、財政健全化の推進を図りながら、今後も計画的な公共工事の執行を望むものである。しかし、実施にあたっては、十分に町民の意見を反映させた計画となることを求めるものである。

（９）道路、河川の維持については、計画的な改修を進めていくため、再整備に係る国の政策についての情報収集に努めるとともに２次改修などの拡充に向け、国に対し強く要望していく必要がある。

（10）公園の管理については、遊具等における事故防止に万全を期するとともに、今後、

高齢化に伴う公園のあり方についても検討していくことを望むものである。
　また、レクリエーション公園の芝桜については、今後とも植生の回復に向けた調査、研究を進め、早期に実効性のある手法を見つけることを望むものである。
（11）上水道事業の運営については、安全で安定的な水道水の供給及び水資源の有効利用のため、さらなる有収率の向上を求めるものである。
　また、本年度策定された「水道ビジョン」に基づく実施計画については、町民に対し、十分理解を得た中で進められる必要がある。
（12）その他委員会の所管に関する事項
　①随意契約については、これまでと同様、公平、公正で適正に執行される必要がある。
　以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。
○議長（橋本憲治君）　産業建設常任委員会委員長西山由美子君の報告を終わります。
　以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。
　暫時、早いですが、委員会の構成など、時間が必要としているため、午前中はこれで終了したいと思います。
　ご苦労様でございました。

休憩　午前１１時２０分
再開　午後　１時００分

○議長（橋本憲治君）　それでは、定刻になりました。
　休憩を解き、会議を継続いたします。

◎常任委員の選任について
○議長（橋本憲治君）　日程第４１、常任委員の選任についてを議題といたします。
　事務局長から説明を行います。
○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、ご説明申し上げます。
　議案書の１８７ページをお開き願いたいと思います。
　常任委員の選任について。
　訓子府町議会委員会条例第７条第４項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものであります。
　そこにあります記以下の説明欄にありますとおり今期の各委員の任期が４月３０日をもって満了するため、５月１日以降の委員を指名選任するものであります。
　委員会条例第２条では、総務文教常任委員５人、産業建設常任委員５人の規定となっております。
　第３条においては、常任委員の任期は、２年とすることとなっております。
　また、常任委員の選任にあたっては、議会運営基準第１０６項において、あらかじめ議長が本人の希望を聴取し、調整の上、会議に諮って指名することとなっております。
　これについては、本日の朝、各議員より議長に希望調書を提出していただいて、議長が調整の上、今回、指名選任するものであります。
　以上であります。

○議長（橋本憲治君）　説明のとおりでありますが、片一方の委員会のほうに調整の配慮がありましたので、そのことで協議を私自身させていただきまして、選任をいたしました。
　それでは、常任委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、総務文教常任委員に、佐藤静基君、安藤義昭君、小林一甫君、西山由美子君、副議長の上原豊茂君の以上５名であります。
　次に、産業建設常任委員に、工藤弘喜君、河端芳惠君、余湖龍三君、山本朝英君、私、議長の橋本、以上５名であります。
　以上のとおり指名したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
　よって、ただいま指名しましたとおり常任委員を選任することに決定いたしました。
　ここで、午後１時３０分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午後　１時　５分
再開　午後　１時３０分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。
　休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。
○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、私のほうからご報告申し上げます。
　総務文教常任委員会委員長に西山由美子議員、副委員長に安藤義昭議員、産業建設常任委員会委員長に河端芳惠議員、副委員長に山本朝英議員が互選されました。
　以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　以上をもって、常任委員長、副委員長の選任の報告を終わります。

◎議席の指定について
○議長（橋本憲治君）　日程第４２、議席の指定についてを議題といたします。
　議席の変更については、会議規則第４条第３項の規定により、議長において指定いたしたいと思います。
○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、５月１日からの議席を申し上げます。
　１番、小林一甫議員、２番、佐藤静基議員、３番、西山由美子議員、４番、安藤義昭議員、５番、上原豊茂副議長、６番、橋本憲治議長、７番、工藤弘喜議員、８番、河端芳惠議員、９番、山本朝英議員、１０番、余湖龍三議員、以上でございます。
○議長（橋本憲治君）　以上をもって、議席の指定についての件を終了いたしました。

◎議会運営委員の選任について
○議長（橋本憲治君）　日程第４３、議会運営委員の選任についてを議題といたします。
　議案書１８８ページでございます。
　議会運営委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第７条第４項の規定により、

佐藤静基君、上原豊茂君、工藤弘喜君、余湖龍三君、以上のとおり指名いたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました４名の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。
ここで、午後１時４５分まで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午後　１時３５分
再開　午後　１時４７分

○議長（橋本憲治君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
議会運営委員の選出について、発表いたします。
正副委員長の互選が行われました。
委員長に工藤弘喜君、副委員長に余湖龍三君が互選されましたので、報告いたします。

◎議会広報特別委員会の設置について
○議長（橋本憲治君）　日程第４４、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。議案書１８９ページです。
議会広報発行に関する調査のため、議長を除く全議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することといたします。
なお、委員の定数は、議長を除く９名、議会閉会中も継続して協議、調査できることとし、委員の任期は、広報発行規程第２条第４項の規定に基づき、常任委員の任期といたします。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。
ここで、午後２時まで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午後　１時４７分
再開　午後　１時５５分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。
休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。
委員長に河端芳恵君、副委員長に西山由美子君が互選されましたので、報告いたします。
暫時、２時まで休憩したいと思います。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時００分

○議長（橋本憲治君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

◎閉会の議決

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これにて、平成２５年第１回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会　午後　２時　４分